糸島市立南風小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針に対する考え方

基本方針は、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づく、国及び福岡県、 糸島市の基本方針に則り策定するものである。国や県、市の基本方針に示された「いじめは、 いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格 の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大に危険を生じさせる ものである。」という認識に立ち、いじめ撲滅のために、「いじめを見逃さない、許さない」 「いじめのない学校をつくる」決意のもと取組を強化するものとする。

冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる等の日常の児童間に起こりうる問題やパソコンや携帯電話等での誹謗中傷などもいじめと認識し,これらの問題を未然に防止し,よりよい人間関係が築けるよう日常指導を強化するものとする。

また、児童自身が、自らの悩みや苦しみを家族や先生をはじめ誰にも訴えることができず、 一人で苦悩することがないよう、いじめ及びいじめにつながる言動についてつぶさに把握 し、迅速かつ適切な早期解決に努める。学校いじめ防止基本方針の内容について必ず各学年 の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する場を設定する。

《法におけるいじめの定義》

いじめとは、児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための取組

- (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置
 - ① 校内いじめ問題対策委員会の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、養護教諭、通級指導担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等その他いじめの問題に関する措置を実効的に行う関係者とする。

- ② 校内いじめ問題対策委員会の役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
 - ・ いじめの防止等のための校内研修の企画
 - ・ 実態把握や情報収集を目的とした取組の実施
 - ・ いじめが生じた際の組織的な対応
 - ・ いじめ事案の事実関係を調査する母体
 - ・ 保護者や地域への情報提供
 - ・ いじめ防止等についての取組の検証、改善

(2) 未然防止の取組

- ・ 共感的な学級集団づくり
- ・ 人権学習の取組(7月人権教育啓発月間,12月人権尊重週間)
- ・ 相手を思いやる心を育む学校行事、児童会行事等の異学年活動の実施
- ・ 教職員間,または担任等と保護者間における,児童の様子に関する情報交換
- ・ 保護者、地域と連携した、いじめ防止に係る啓発

(3) 早期発見の取組

- ・ 毎月実施するいじめアンケート(年に3回は無記名で実施)
- 保護者アンケート(5月、11月、2月に実施)
- ※ アンケートの記載事項については、個別に児童や保護者への聴き取りを行ったうえで納得を得るように対処し、その後、学年主任、生徒指導担当、教頭、校長が決済を行う。
- 教育相談(6月,11月,2月)
- ・ 相談ポストや相談 LINE, その他相談機関についての児童や保護者への周知。

3 いじめが発生したときの対応

- ① いじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合,速やかに管理職か主幹教諭に報告する。管理職及び主幹教諭は速やかに校内いじめ問題対策委員会を開き,事実確認、対応についての協議を行う。
- ② 重大事態が懸念される場合は、すぐに市教育委員会へ報告する。また、必要に応じて関係諸機関と連携を図る。
- ③ 被害児童が安心できるための措置
 - ・ 事実確認を丁寧に行い、受容的・共感的に話を聴き取る。
 - ・ 安心感をもって学級や学年の活動、学校行事に参加できる体制をつくる。
 - ・ 児童にこれ以上の被害がないよう、日常生活の状況に細心の注意を払い見守る。
- ④ 被害・加害児童への支援・指導
 - ・ 加害児童に対しては、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう配慮しつつも、 毅然とした対応とねばり強い指導を行い、いじめは絶対に許せない行為である ことを認識させる。
 - ・ 被害・加害側の児童共に、適切なコミュニケーション力を育成するための具体 的な指導・支援を組織的に行う。
 - ・ 被害・加害側の児童・保護者の両者ともに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人の協力を得ながら、複数の教職員で継続的な支援、助言を行う。
 - ・ 再発を防止するため、被害者児童と保護者に対する支援と、加害児童への指導 及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤ 保護者間のトラブル防止
 - ・ 当事者間のトラブルが生じないよう特段の配慮をしつつ、いじめに関する情報 の提供,指導方針,支援方策等の丁寧な説明を行いながら必要な対策を講じる。

・ 当事者間で協議する場合は、管理職が同席しながら、双方の意見を丁寧に聞き 取り、中立・公平性を大切に対応する。

⑥ 警察署や関係機関との連携

- ・ 警察署やスクールサポーターや生徒指導専門員と日常的な情報交換に努め, 緊密な連携関係を保っておく。
- ・ いじめが暴力や恐喝など犯罪と認められる行為に対しては、早急に警察署に相談しながら、連携して解決を図る。
- ・ いじめが生育歴や家庭環境等に起因すると考えられる場合は、糸島市子育て支援課や児童相談所などの関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ重大事態の対処

(1) 重大事態の定義(「いじめ防止対策推進法」より)

- ・ いじめにより児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると 認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安ととし,一 定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあ ると認められる場合。
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施すると共に、 関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その 他の必要な情報を適切に報告する。

5 ネット上のいじめへの対処

(1) ネットいじめの例

- ・ 文字や画像を使い, 特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- 特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。
- 掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する。

(2) ネットいじめの予防

- ・ フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者の啓発を図る。(家庭 用ルールの作成など)
- ・ アンケート等により、保護者からのネットいじめ等に関する情報提供を呼びか ける。

- ・ 情報モラル教育についての職員研修を実施する。
- ・ 児童に対して,教科や学級活動,集会等を活用して情報モラル教育の充実を図る。 (「保護者とともに学ぶ規範意識育成事業の活用」)
- ・ 児童に対して計画的に情報モラルに関する指導を行う。

(3) ネットいじめへの対処

不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。(状況に応じて警察 にも報告する。)



6 学校評価への位置づけ

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。